

通学区域制度の見直し内容

1. 通学区域について

今回の見直しでは、指定校は現在のままで、学校規模の適正化等を図るため、新たに調整区域が設定され、調整区域内に住所のある方は、指定校と隣接校（選択可能校）のいずれかを選択することが可能となります。

なお、従来から調整区域であった区域のうち、今後も調整区域とする必要性があると考えられる区域（表中の網掛け部分）につきましても、引き続き、調整区域とします。

※一部となっている町など区域の詳細は教育委員会教育総務課(TEL072-463-1212 内線 2341・2342)までお問い合わせください。

(1) 小学校

現在の指定校	調整区域となる区域	見直し後	
		指定校	選択可能校
第一小学校	羽倉崎、松原町	第一小学校	末広小学校
第二小学校	高松西・高松南・中町の一部（空港連絡道路の和歌山側）	第二小学校	末広小学校
	栄町、若宮町、大西		第一小学校
	上町（※一部から全域に拡大）、大宮町、		第三小学校
日新小学校	中庄の一部（JR熊取駅西地区）	日新小学校	佐野台小学校
	中庄の一部（府営佐野泉陽ヶ丘住宅付近）		中央小学校
	泉陽ヶ丘		
長坂小学校	泉ヶ丘1丁目、2丁目	長坂小学校	佐野台小学校
日根野小学校	野々地蔵の一部（JR阪和線より浜側）	日根野小学校	中央小学校
	野口・西出の一部（空港連絡道路の和歌山側）		上之郷小学校
	土丸		大木小学校
上之郷小学校	母山・机場の一部（空港連絡道路の大阪側）	上之郷小学校	日根野小学校
	上之郷の一部（JR車両基地の浜側）		長南小学校
末広小学校	長滝の一部（府営長滝第一住宅）	末広小学校	長南小学校
	長滝の一部（府営長滝第一住宅周辺）		
	岡本・安松の一部（羽倉崎上町との隣接部分）		
中央小学校	市場西の一部（国道26号線の浜側）	中央小学校	第二小学校
	日根野の一部（貝ノ池浜側付近）		日根野小学校

(2) 中学校

現在の指定校	調整区域となる区域	見直し後	
		指定校	選択可能校
佐野中学校	長滝の一部（府営長滝第一住宅）	佐野中学校	長南中学校
	長滝の一部（府営長滝第一住宅周辺）		
	岡本・安松の一部（羽倉崎上町との隣接部分）		
新池中学校	上町、市場西の一部（国道 26 号線の浜側）、	新池中学校	佐野中学校
	中町		日根野中学校
	日根野の一部（貝ノ池浜側付近）		
第三中学校	泉ヶ丘 1 丁目、2 丁目	第三中学校	新池中学校
日根野中学校	野々地蔵の一部（JR 阪和線より浜側）	日根野中学校	新池中学校
	上之郷の一部（JR 車両基地の浜側）		長南中学校

2. 通学区制度の弾力的運用の拡大について

現在、小学校において運用されている「通学区制度の弾力的運用」を拡大し、一部区域において、隣接する中学校（受入可能校）が明らかに近距離にある場合、受入可能校への就学を可能とします。但し、対象は平成 29 年 4 月入学者からとなります。

指定校	対象となる区域	受入可能校
佐野中学校	末広小学校区域	長南中学校
日根野中学校	上之郷小学校区域	

3. 特認校の指定について

第三小学校及び佐野台小学校については、平成 29 年度から特認校として市内全域から就学できることとします。

4. その他の決定事項

- ① 新通学区制度は、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。
- ② 平成 28 年度入学の新一年生で、隣接校（選択可能校）への就学を希望する場合、1 年前倒しで就学できるよう、特別の配慮を行います。
- ③ 調整区域の設定期間につきましては、新通学区制度の施行後 10 年間とし、10 年が経過した時点で、全市的な見直しを行うこととします。